

川崎市交通局井田営業所第3期
管理の受委託に係る
委託業務仕様書

令和7年12月

川崎市交通局

目 次

I 管理の受委託の概要

1 委託営業所	1
2 委託期間	1
3 委託路線（予定）	1
4 委託業務の範囲	1
5 その他	2

II 委託業務の内容

1 運行管理業務	2
2 運転業務	3
3 車両誘導業務	3
4 整備管理業務	4
5 車両整備業務	4
6 燃料等管理業務	5
7 施設管理業務	5
8 営業所管理業務	6
9 事故処理業務	7
10 資格者等の配置	7
11 その他	7

III 委託業務の運営

1 業務従事者名簿の提出	8
2 監督官庁への申請・届出	8
3 業務従事者の教習及び研修	9
4 委託開始前の研修	9
5 緊急連絡体制	10
6 制服等	10
7 法令等の遵守	10
8 管理の受委託運営委員会	11
9 評価委員会による委託業務の評価・検証	11
10 委託業務の履行確認	11
11 リスク分担	12
12 その他	12

別紙1-1 井田営業所委託路線（運行系統図）

別紙1-2 井田営業所委託路線（運行回数）

別紙2 川崎市が行う車両整備業務

別紙3 自主点検及び3ヵ月点検の作業項目

別紙4 管理の受委託に係る施設等の修繕負担区分

別紙5 乗車券類

別紙6 リスク分担表（案）

I 管理の受委託の概要

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第35条に基づく管理の受委託とは、委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業の経営を、全て川崎市交通局（以下「川崎市」という。）の名義で行い、第三者に対する経営上の責任も、川崎市が負担するものである。

受託事業者は、川崎市のバス車両、営業所施設、バス停留所施設等を使用し、現行の川崎市バスにおける運賃制度を用いて運行業務を行う。

委託業務に伴う乗車料収入等は川崎市に帰属し、川崎市は履行状況を確認後、受託事業者へ月ごとに委託料を支払う。

なお、受託事業者の内部の運行管理及び労務管理は、関係法令等に基づき受託事業者が実施することとなるが、お客様や川崎市に関係するもの、川崎市が統一して行う事項（企画乗車券、OD調査、アイドリングストップ等の強化運動、夏季の軽装勤務、公的資料の掲示等）については、全て川崎市の指示により行うものとする。

1 委託営業所

井田営業所

所在地：川崎市高津区明津98番地

2 委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 委託路線（予定）

路線名	起点	終点	系統番号
新城線	井田病院、井田営業所前	川崎駅西口	川 66
	新城駅前、蟹ヶ谷、井田営業所前、井田病院	横須賀線小杉駅	杉 01、杉 02、杉 03、杉 04
	新城駅前	井田病院	川 68
馬絹線	宮前平駅	新城駅前	城 11
市民プラザ線	溝口駅南口	梶ヶ谷駅	溝 23
久末団地線	溝口駅南口、中原駅前	高田町	溝 25、原 01
有馬線	鷺沼駅	小杉駅前	鷺 02
久地線	井田営業所前	溝口駅前	溝 06

※ 詳細については、別紙1-1及び別紙1-2を参照

※ 今後の事業計画の変更により、担当路線等を変更する場合がある。

4 委託業務の範囲

委託業務は、運転業務、運行管理業務、整備管理業務、車両整備業務（川崎市が実

施する車検整備、エンジン分解整備業務等を除く。)、施設管理業務、営業所管理業務（乗車券の販売その他窓口業務、売上金管理業務等）及びこれらの業務に付随する一切の業務とする。

5 その他

- (1) 管理の受委託に当たっては、各年度の委託契約に係る予算についての川崎市議会の議決が条件となる。
- (2) 受託事業者による委託業務の不履行に伴い生じた川崎市の損害について、川崎市は受託事業者に賠償を請求できるものとする。
- (3) 受託事業者が正当な理由がなく委託業務を履行しない場合、委託期間中であっても契約を解除することがある。この場合、受託事業者の損害について川崎市は賠償しない。また、契約の解除に伴い生じた川崎市の損害について、川崎市は受託事業者に賠償を請求するものとする。

II 委託業務の内容

1 運行管理業務

- (1) 受託事業者は、法、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）等の関係法令に基づき、点呼その他の運行管理業務を行うこと。
また、受託事業者は、川崎市の定める規程等に基づく川崎市の運行管理業務の水準を下回ることがないこと。
- (2) 受託事業者は、乗務員に対して個別に対面点呼を行い、運転免許証携帯の確認、酒気帯びの有無の確認、睡眠状況の確認、業務上必要な事項の指示伝達を行うとともに、乗務員から、身体上の不具合の有無、車両の状況、路線の運行状況その他業務上必要な報告を受けて記録すること。
- (3) 受託事業者は、点呼において、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるアルコールチェックを必ず行い、記録すること。
また、アルコールが検出された者については、乗務を禁止するとともに、その記録を川崎市に提出すること。
- (4) 故障、事故、急病人、天災等により運行中断が起きた場合は、速やかに川崎市に連絡を行うこと。また、受託事業者は別途川崎市と取り決める内容に従って措置を行うこと。
- (5) 受託事業者は、時刻表に基づく各便の運行について、事故発生時、交通渋滞等の異常時においても、乗客及び待合客の全員を確実に運送する措置を講じること。
- (6) 多客時の対応として行う増強便（通常、運行管理者の判断により実施するもの。）等の臨時増便輸送並びに道路混雑、事故、積雪や大雨等の悪天候その他の運行支障発生時における川崎市バスの通常運行確保のために行う補充運行及び路線点検は、

委託業務の範囲とする。

また、プロスポーツ試合（Ｊリーグ、Ｂリーグ等）その他のイベント開催時の多客に対応するため、計画的に行っている臨時増便輸送（通常、運輸支局へ運行計画を事前に届出るもの。別途「委託路線運行計画書」に示す。）は、別途条件を設定の上、行うものとする。この場合において、受託事業者は、当該計画的に行っている臨時増便輸送の運行に係る時間当たりの単価を提案するものとする。

- (7) 委託路線における停留所へのお知らせ等の取付け及び取外しや、ダイヤ改正による時刻表の差替えは、受託事業者が行うこと。
- (8) 災害時等については、川崎市の指示のもと、受託事業者で安全を確保できた場合には、災害時等における避難所から避難所への輸送、帰宅困難者の輸送手段確保のための増便輸送の対応などに協力すること。
- (9) 台風による洪水等により、営業所が浸水する恐れがある場合は、川崎市からの指示に従い、バス車両の退避等の対応に協力すること。

2 運転業務

- (1) 川崎市が受託事業者に委託する運行業務に係る路線系統は、「委託路線運行計画書」のとおりとする。

ただし、社会情勢の変化への対応等に起因する事業計画及び運行計画の変更に伴う、川崎市が受託事業者に委託する運行業務に係る路線系統及びその業務量の変更がある場合には、受託事業者と協議の上、対応するものとする。

- (2) 受託事業者は、上記(1)の「委託路線運行計画書」に基づき、仕業ダイヤを編成し、その写しを川崎市に提出すること。ただし、仕業ダイヤは、運行日に有効である労働基準法、厚生労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」その他の法令等を遵守したものでなければならない。
- (3) 受託事業者は、上記(2)の仕業ダイヤに基づく運行表を川崎市に提出すること。ただし、当該運行表には旅客自動車運送事業運輸規則（第二十七条第2項）に記載されているもののほか、川崎市が指定する事項を明記すること。
- (4) 乗務員は、運行中、法等の関係法令を遵守して安全運転及びエコドライブを励行するとともに、お客様が提示する乗車券の確認及び適切な運賃收受を行うこと。
- (5) 乗務員は、お客様への車内外マイクを活用しての案内、車内での乗車券発売その他各種サービス（車椅子利用者の乗車・降車等）を提供すること。その際に、お客様に不快感を与えることがないよう、その接遇に万全を期すこと。

3 車両誘導業務

川崎市が配置する誘導員の他に、受託事業者が井田営業所、バスターミナル及び路線上に誘導員の配置が必要と判断する場合は、受託事業者の負担で必要人員を配置すること。

4 整備管理業務

- (1) 受託事業者は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）等の関係法令に基づき、整備管理業務を行うこと。

また、川崎市の定期点検実施要領の基準を下回ることがないこと。

- (2) 整備管理者は、川崎市の車両整備担当部署と連携して業務を行うこと。
- (3) 整備管理者は、委託車両の整備計画を作成し、所定の様式により川崎市に提出すること。

なお、整備計画の作成に当たっては、川崎市の車両整備担当部署とあらかじめ調整を行うこと。

- (4) 整備管理者は、車両整備を行った場合には、整備記録を川崎市のシステムに入力すること。
- (5) 整備管理者は、各月の車両整備内容を川崎市に報告すること（川崎市のシステム入力を含む。）。
- (6) 整備管理者は、所定の様式にバス車両ごとの月間走行キロ数及び燃料・オイル・尿素水使用量等を記録し、川崎市に提出すること。

5 車両整備業務

- (1) 受託事業者が行う車両整備業務は、車検整備、エンジン分解整備業務等（「川崎市が行う車両整備業務」（別紙2））を除く全ての業務とする。

また、定期点検整備として、1ヵ月ごとの自主点検及び3ヵ月定期点検（「自主点検及び3ヵ月点検の作業項目」（別紙3））を行うほか、川崎市が指示する緊急点検等を実施すること。

- (2) 委託営業所のバス車両が路上故障、事故等を起こした場合は、受託事業者が対応を行うこと。

- (3) 川崎市は、現状で井田営業所にある機械器具類を受託事業者に貸与する。

受託事業者に貸与する機械器具類の修繕負担区分は、「管理の受委託に係る施設等の修繕負担区分」（別紙4）に定めるとおりとする。

- (4) 受託事業者が車両整備業務を実施するために必要な消耗工具類、部品及び資材（エンジンオイル、グリス等を除く。）は、受託事業者が用意すること。
- (5) 受託事業者は、故意又は過失によりバス車両に損害を与えた場合は、受託事業者の負担で復旧するものとし、修理方法は事前に川崎市と協議を行うこと。
- (6) 受託事業者は、常にバス車両を清潔に保つため、車内外を川崎市が指定する要領により計画的に清掃し、清潔な状態を保持すること。
- (7) 受託事業者は、運賃収受に用いる料金箱について、次に掲げる不定期作業を実施すること。

- ① 故障発生時の対応（軽易な修理作業、故障ユニットの交換作業等）
- ② 故障ユニットの修理業者への送付作業

- ③ ICユニットバックアップ用電池消耗時の交換作業
 - ④ 料金箱への改修ソフトの反映確認作業
 - ⑤ 新車導入、車両入替等における料金箱の載替作業
- (8) 受託事業者は、廃車、車両入替等における方向幕、放送装置等の取外作業を実施すること。

6 燃料等管理業務

- (1) バス燃料及び油脂類（尿素水を含む。以下「燃料等」という。）は、川崎市が負担し、その費用を直接供給事業者に支払う。
- (2) 軽油は、川崎市が契約する供給事業者において川崎市の指定する時間に営業所燃料タンクへ納入するので、受託事業者は協力すること。
- (3) 燃料等の発注、在庫管理、給油作業及び危険物保安監督業務については、受託事業者が行うこと。

7 施設管理業務

- (1) 営業所建物、整備工場、車庫施設等の受託事業者が使用する施設（以下「受託事業者が使用する施設」という。）は、川崎市が受託事業者に委託営業所を引き渡すときの状態で、受託事業者は使用することができる。ただし、委託業務の実施に当たり、受託事業者の事情で施設の改修等が必要な場合は、あらかじめ川崎市の承認を得た上で、受託事業者の負担で行うこととし、受託期間満了後の原状回復についても、受託事業者の負担で行うこと。
- (2) 受託事業者が使用する施設にある、川崎市の備品及び機器（以下「備品等」という。）は、川崎市が認めたものについて、受託事業者は使用することができる。
- (3) 受託事業者は、上記(2)で使用を認められた川崎市の備品等の帳簿を備え付け、管理すること。

また、川崎市の備品等の取得・廃棄・保管換えが生じたときは、川崎市に届け出ること。併せて、川崎市が指定する時期に、局の備品等について、状況調査を実施すること。
- (4) 受託事業者が使用する施設及び備品等の修繕負担区分は、「管理の受委託に係る施設等の修繕負担区分」（別紙4）に定めるとおりとする。
- (5) 受託事業者が使用する施設の関係法令に基づく定期点検等（給油スタンドに係る定期点検を除く。）は、川崎市が行う。
- (6) 受託事業者が使用する施設の光熱水費（電気・上下水道・ガス等）は、川崎市が負担し、その費用を直接供給事業者に支払う。ただし、受託事業者の事情で設置した機器等の光熱水費については、受託事業者が負担すること。
- (7) 受託事業者が使用する施設の電話料金は、受託事業者の負担とする。なお、電話回線については、電話番号及び契約内容の変更は不可とする。

- (8) 委託業務の実施によって発生する廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）は、受託事業者において適正に処理すること。
- (9) 受託事業者が使用する施設の清掃は、受託事業者が行うこと。
- (10) 受託事業者の委託路線にあるバスターミナル及び停留所の清掃は、川崎市が行う。ただし、受託事業者がバスターミナル又は停留所においてゴミなどを発見した場合は、臨機に対応をとるものとする。
- (11) 受託事業者は、強風、豪雨、降雪等の荒天のときは、委託路線の停留所標識、ベンチ、上屋等の点検を行い、点検結果を川崎市に報告すること。
また、通常時を含め、停留所施設に不具合等を発見した場合、軽微な補修等については受託事業者が行うこと。
- (12) 受託事業者は、受託事業者が使用する施設、備品等及び車庫内のバス車両の保全管理を行うとともに、異常を発見したとき又は事故が発生したときは、速やかに川崎市に連絡するとともに適切に処置すること。
- (13) 受託事業者は、委託営業所の防火管理者として、消防計画を策定するとともに消防設備の点検を行い火災予防に万全を期すこと。
- (14) 受託事業者は、川崎市が委託営業所に設置するAED（自動体外式除細動器）について日常点検を行うとともに、適切に管理・使用すること。
- (15) 受託事業者は、電気設備の維持管理において故障、損傷、異常等が発生した場合、川崎市が指定する保守業者及び川崎市へ連絡し、指示に従うこと。

8 営業所管理業務

- (1) 受託事業者は、営業所及びバス車内での売上金（以下「公金」という。）について、川崎市が委託する集金業者が回収するまで適正に管理すること。
- (2) 受託事業者は、公金の収支を明らかにした帳簿等を備え、所定の方法により管理し処理すること。
- (3) 受託事業者は、営業所及びバス車内で川崎市の乗車券類（別紙5）を発売すること。また、通勤定期券（IC定期券を除く）を10枚以上購入されるお客様から所定の様式で申込があった際は、無料配送を行うこと。
＜営業所窓口の乗車券類の発売時間（年中無休）＞
平日 午前9時から午後7時まで
土曜・休日 午前9時から午後5時まで
- (4) 営業所で発売する乗車券類は、受託事業者の請求に応じて、あらかじめ川崎市が受託事業者に交付する。
- (5) 受託事業者は、毎月初めに前月の発売枚数及び前月末の在庫数量について乗車券類発売及び在庫報告書を作成し、川崎市に提出すること。
- (6) 受託事業者は、乗継証について川崎市交通局乗継証取扱要領に基づき、適切に管理すること。

- (7) 受託事業者は、公金、乗車券類の発売枚数その他川崎市が指定する項目を集計し、集計結果を川崎市に報告すること。
- (8) 受託事業者は、公金の管理に当たって受託事業者の責に帰すべき事由により川崎市に損害を与えた場合は、損害を賠償すること。
- (9) 受託事業者は、「交通局オリジナルグッズ」等を販売すること。
- (10) 受託事業者が販売する「交通局オリジナルグッズ」等は、川崎市が用意し、必要に応じて受託事業者との間で送付及び回収を行うこと。
- (11) 受託事業者は、「交通局オリジナルグッズ」等の販売があった場合は、所定の方法により売上報告書を川崎市へ送付すること。
- (12) 受託事業者は、別紙5に定めるもののほか、局が企画乗車券の取扱いを開始したときは、局の指示に従い、発売等を行うこと。

9 事故処理業務

- (1) 事故が発生した場合の事故現場での処理は、受託事業者が責任を持って行い、そのための必要な体制を整えておくものとする。

また、受託事業者は速やかに事故の状況等を電話等で必ず報告するとともに、原則として事故発生後2時間以内に所定の様式により川崎市へ報告すること（営業所等の構内事故を含む）。
- (2) 事故に係る第三者に対する損害賠償責任は川崎市が負うものとし、川崎市において任意保険に加入する。
- (3) 示談交渉業務については、川崎市が行うが、川崎市の要請がある場合は、受託事業者も同席するものとする。
- (4) 受託事業者に責のある事故において、保険金で補填されない賠償金・損害金が発生した場合は、川崎市は受託事業者に求償することができるものとする。

10 資格者等の配置

井田営業所の委託業務の実施において、関係法令により配置が義務付けられている資格者等（運行管理に係る専任の運行管理者及び運行管理補助者、車両整備に係る整備管理者及び整備管理補助者、施設管理に係る危険物取扱者（甲種危険物取扱者又は乙種第4類危険物取扱者）、防火管理者、安全管理者、第一種衛生管理者等）は、受託事業者において配置すること。

なお、これらの資格取得に必要な費用は、受託事業者の負担とする。

11 その他

- (1) 受託事業者は、ドライブレコーダー取扱マニュアルに基づき、川崎市がバス車両に設置したドライブレコーダーの画像及びデータを取り扱うこと。
- (2) 受託事業者は、川崎市がバス車両に設置したドライブレコーダーの画像の確認又

はデータの保存を求めたときは、対応すること。

- (3) 夏季の軽装勤務、祝祭日におけるバス車両への国旗、市旗、啓発幕等の掲示など、川崎市が統一的に行う取組については、川崎市が指示を行い、受託事業者はその指示に従うこと。

なお、国旗、市旗、啓発幕等は川崎市が貸与する。

- (4) 川崎市が事業に必要なパブリックコメント、OD調査等を行うときは、受託事業者は誠意をもって協力すること。
- (5) 受託事業者は、川崎市が指定した業務用ポスター、チラシ等を、営業所の指定場所に掲出し、掲出指定期間後に撤去すること。
- (6) 川崎市がバス車両に掲出する広告及び川崎市の広報印刷物等の脱着作業は、川崎市が行うこととするが、車両間移動に係る一切の脱着作業は、受託事業者が行うこと。その他、緊急を要する場合等については、川崎市の指示により、受託事業者が協力すること。
- (7) 受託事業者は、局が指定するラッピングの施工及び剥離に係る作業を行うこと。
- (8) 受託事業者は、お客様からのお問合せや苦情等に、責任を持って親切かつ的確に対応すること。

また、お客様から要望、苦情及び賞詞が寄せられたときは、速やかに事実確認を行い、必要に応じて委託業務に従事させる者（以下「業務従事者」という。）への指導・助言を実施した上で、その経過を所定の様式により川崎市へ速やかに報告すること。

- (9) 廃車車両の保管に係る他営業所への車両移動又は他営業所からの車両受入については、川崎市の指示により、受託事業者が協力すること。
- (10) 川崎市では、脱炭素化に向けた取組を進めているため、井田営業所に電気バス等の次世代バスを導入する可能性がある。この場合、受託事業者は充電設備等の設置・運用や運行管理及び車両整備業務に係る運用体制の構築に協力すること。

Ⅲ 委託業務の運営

1 業務従事者名簿の提出

受託事業者は、業務従事者の名簿を、各年度の4月1日に川崎市へ提出すること。
また、業務従事者を変更するときは、あらかじめ変更届を川崎市に提出すること。

2 監督官庁への申請・届出

- (1) 受託事業者は、次の職務に従事する者を選任し、又は解任するときは、川崎市に文書で提出すること。川崎市は、受託事業者の文書に基づき監督官庁へ届出を行うものとする。

① 運行管理者

- ② 整備管理者
 - ③ 危険物保安監督者
 - ④ 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (2) 受託事業者は、防火管理者を選任し、又は解任したときは、監督官庁において受理された届出書の写しを川崎市に提出すること。
- (3) 受託事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、衛生管理者を選任し、又は解任したときは、監督官庁において受理された届出書の写しを川崎市に提出すること。また、受託営業所における安全衛生管理体制を整備するために講じた措置等について記載した書類及び監督官庁に届け出て受理された書類の写しを川崎市に提出すること。
- (4) 受託事業者は、上記(1)から(3)までのほか、委託業務を行う上で必要となる法令で定められた各種申請・届出を、川崎市の承認を得て行うものとする。
- これらの申請・届出に要する費用については、受託事業者の負担とする。

3 業務従事者の教習及び研修

- (1) 受託事業者は、輸送の安全を確保するため必要な教習及び研修の計画を策定し、これを実施すること。
- (2) 受託事業者は、教習及び研修の計画を策定したときは、速やかに当該計画書を川崎市に提出すること。
- また、教習又は研修を実施したときは、その都度、実施報告書を川崎市に提出すること。
- (3) 受託事業者は、川崎市が委託業務遂行上必要と認めた教習又は研修の実施を求めたときは、これを実施すること。
- (4) 受託事業者の業務従事者は、AED（自動体外式除細動器）の使用法を含む救命講習を修了すること。
- (5) 受託事業者が受託期間中に実施する乗務員の適性診断、指導教育及び運行管理者講習に要する費用は、受託事業者の負担とする。
- (6) 受託事業者は、業務従事者に委託業務を行う上で必要な基本技能（バス車両の運転技術、お客様への接遇、整備管理業務、車両整備業務等）の教習及び研修を行う場合は、受託事業者の負担で行うこと。

4 委託開始前の研修

- (1) 川崎市が委託開始前に実施する研修は、以下のとおりとする。
- ① 委託路線の路線研修
- 川崎市は、受託事業者の運行管理者及び指導的立場の乗務員に対して、委託路線に関する研修を行う。
- ② 車両搭載機器（料金箱等）及びシステムの操作研修

川崎市は、受託事業者の業務従事者に対して、料金箱、音声合成装置、精算装置、無線機、市バスナビ、ドライブレコーダー等の機器操作研修を行う。

③ 整備管理者研修

川崎市は、整備管理業務を行う受託事業者の業務従事者に対して、川崎市の整備管理システムの操作研修を行う。

④ その他の研修

川崎市は、受託事業者の業務従事者に対して、市バス運賃制度、市バスの運行を行う上での心得等に関する研修を行う。

(2) 研修内容の調整

上記(1)①から④までの研修は、川崎市と受託事業者で研修内容及び日程を調整する。

(3) 受託事業者が受託開始前に実施する研修

① 上記(1)に定める研修のほかに、受託事業者が独自で研修を実施する場合は、受託事業者で研修に係る施設、バス車両、機器等を準備する。

なお、受託事業者が川崎市の施設、バス車両、機器等の使用を希望する場合は、あらかじめ川崎市に研修内容、研修人員及び研修日程を記した研修計画を示し、川崎市の許可を得た場合は無償で利用できる。

② 上記①の研修に係る費用は、受託事業者の負担とする。

5 緊急連絡体制

(1) 受託事業者は、川崎市の定める事件・事故が発生した場合、原則として2時間以内に所定の様式により川崎市へ報告すること。

(2) バス車両以外の業務用車両は、受託事業者が用意することとし、維持管理費用は受託事業者の負担とする。

6 制服等

(1) 受託事業者が着用する制服等は、川崎市の定める仕様に基づくものを基本として川崎市と受託事業者で協議の上、受託事業者が用意すること。

(2) 受託事業者が用いる名札及び車内マイクは、川崎市のものを基本として、受託事業者が用意すること。

7 法令等の遵守

(1) 受託事業者は、法、旅客自動車運送事業運輸規則等の関係法令の規定を遵守して委託業務を行うこと。

(2) 受託事業者は、次に掲げる条例等の規定を遵守し、又は準用して委託業務を行うこと。

① 遵守すべきもの

- ア 川崎市乗合自動車乗車料条例（昭和 25 年川崎市条例第 44 号）
- イ 川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和 29 年交通部規程第 6 号）
- ウ 川崎市交通局 I C カード取扱規程（平成 19 年交通局規程第 6 号）
- エ 川崎市交通局障がい者用 I C カード取扱規程（令和 5 年交通局規程第 4 号）
- オ 川崎市交通局外国人向け I C カード取扱規程（令和元年交通局規程第 2 号）
- カ 川崎市交通局モバイル P A S M O 取扱規程（令和 2 年交通局規程第 3 号）
- キ 川崎市交通局遺失物取扱規程（昭和 55 年交通局規程第 2 号）
- ク 一般乗合旅客自動車運送事業運送約款
- ケ ドライブレコーダー取扱マニュアル
- コ 川崎市交通局会計規程（平成 25 年交通局規程第 13 号）
- サ 川崎市交通事業の領収書交付に関する事務取扱要綱
- シ 乗車券類取扱要綱
- ス 川崎市交通局乗継証取扱要領
- ② 準用すべきもの
 - ア 川崎市交通局自動車運行管理規程
 - イ 川崎市交通局自動車整備管理規程
 - ウ 川崎市交通局運転安全規範（昭和 26 年訓令第 13 号）
 - エ 川崎市交通局被服規程（昭和 43 年交通局規程第 19 号）
 - オ 川崎市交通局危機管理対応マニュアル
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行上取り扱う個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律その他関係法令に基づき対処すること。

8 管理の受委託運営委員会

委託業務の円滑な運営に資するため、川崎市と受託事業者は管理の受委託運営委員会を設置し、相互の連絡協議体制を整備することとする。

9 評価委員会による委託業務の評価・検証

川崎市は、市民やお客様などの外部の視点から、営業所の管理の受委託業務における市バスサービス水準を維持するため、有識者や市民等で構成される委員会により、受託事業者のお客様サービスや安全運行、費用対効果等について評価・検証を行う。受託事業者は、その評価・検証に基づき管理の受委託業務を改善すること。また、受託事業者は、改善状況及び結果を管理の受委託運営委員会等で報告すること。

10 委託業務の履行確認

委託業務の履行を確認するため、受託事業者は次に掲げる報告書等を川崎市に提出すること。

- (1) 定期的に提出するもの

- ① バス運転日報
 - ② 運行実績日報
 - ③ 勤務表及び出勤簿の写し（乗務員を除く）
 - ④ 運行状況報告書
 - ⑤ 定期点検実施報告書
- (2) 必要に応じて提出するもの
- ① 長期連休期間（ゴールデンウィーク及び年末年始）の運行状況報告書
 - ② 荒天時（台風、降雪等）の運行状況報告書
- (3) 上記のほかに、川崎市が委託業務の履行を確認するため報告書等の提出を求めた場合は、受託事業者は対応すること。

1.1 リスク分担

本事業における責任分担の基本的な考え方として、川崎市と受託事業者は適正にリスクを分担するものとする。

具体的には受託事業者が担当する業務については、受託事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として受託事業者が負うものとする。ただし、川崎市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、川崎市が責任を負うものとする。川崎市と受託事業者が適正にリスクを分担するものである。

予想されるリスク及び事業者間の責任分担は、原則として別紙6「リスク分担表（案）」による。ただし、リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由がある場合には、必要に応じてリスク分担の変更を行うことがある。

1.2 その他

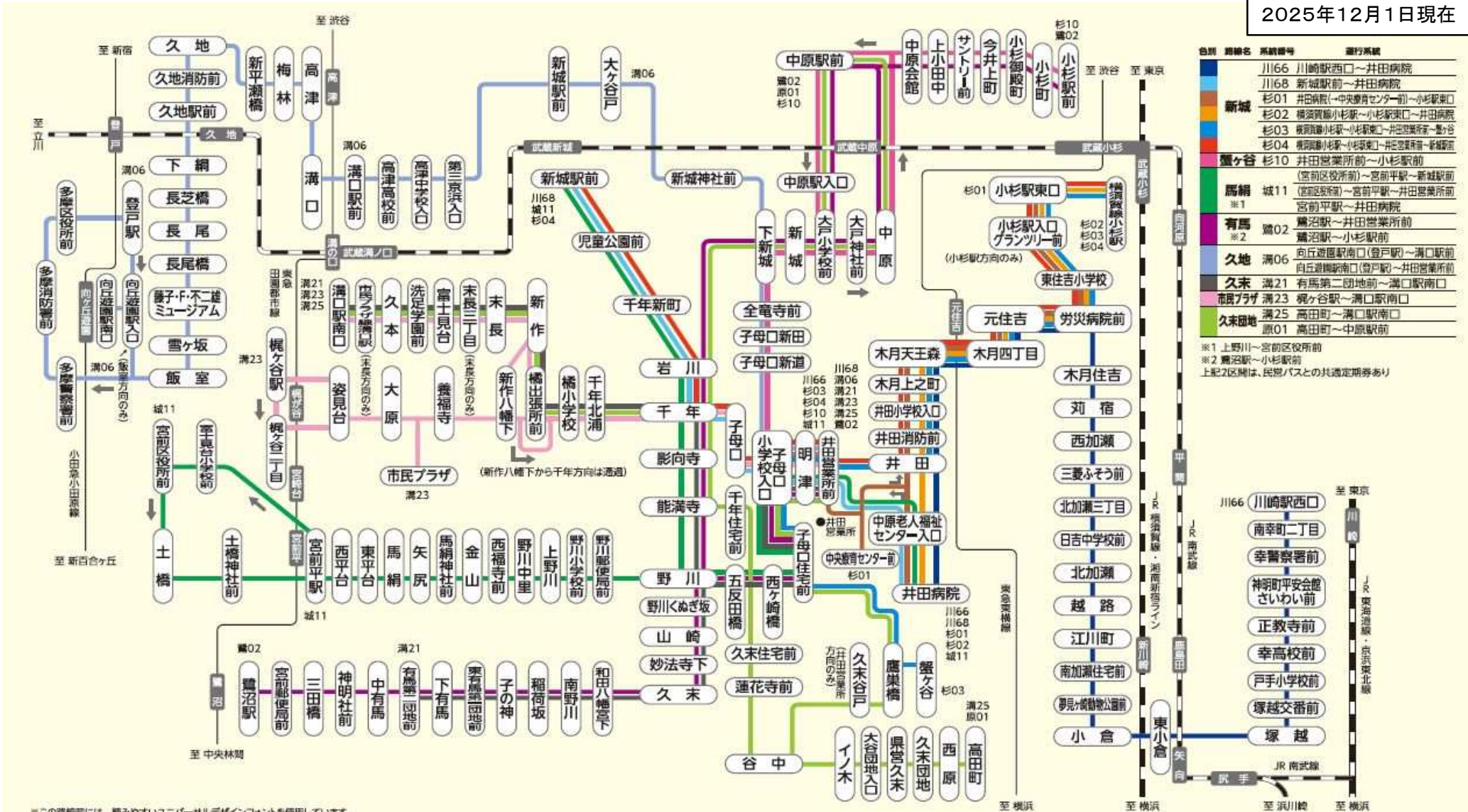
- (1) 受託事業者は、定期、不定期にかかわらず、川崎市や川崎市の関係団体等から、業務内容について視察、監査等を受ける場合がある。そのときは誠意をもって対応するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、双方協議して定める。

<別紙一覧>

- 別紙1-1 井田営業所 委託路線（運行系統図）
- 別紙1-2 井田営業所 委託路線（運行回数）
- 別紙2 川崎市が行う車両整備業務
- 別紙3 自主点検及び3ヵ月点検の作業項目
- 別紙4 管理の受委託に係る施設等の修繕負担区分
- 別紙5 乗車券類
- 別紙6 リスク分担表（案）

別紙 1 - 1 井田営業所 委託路線 (運行系統図)

2025年12月1日現在



※この路線図には、読みやすいユニバーサルデザインフォントを使用しています。

別紙1－2 井田営業所 委託路線(運行回数)

令和7年12月1日時点での想定

路線名	主 要 系 統 番 号	主要系統の運行経路等	運 行 回 数				
			キロ程 (km)	片道平均運転 時分（平日）	平 日	土 曜	休 日
新城線	杉03	蟹ヶ谷～横須賀線小杉駅 ほか 1 2 系統	往 10.28	往 28分	349 回	289 回	240 回
			復 10.28	復 27分			
有馬線	鷺02	鷺沼駅～小杉駅前 ほか 5 系統	往 9.91	往 43分	147 回	108 回	118 回
			復 10.49	復 47分			
久末団地線	溝25	高田町～溝口駅南口 ほか 3 系統	往 6.77	往 27分	68 回	65 回	58 回
			復 6.81	復 26分			
馬絹線	城11	宮前平駅～新城駅前 ほか 4 系統	往 6.52	往 26分	82 回	80 回	68 回
			復 6.59	復 28分			
市民プラザ線	溝23	梶ヶ谷駅～溝口駅南口 ほか 6 系統	往 4.98	往 21分	102 回	96 回	105 回
			復 4.57	復 19分			
久地線	溝06	井田営業所前～溝口駅前	往 5.06	往 22分	28 回	28 回	28 回
			復 5.06	復 20分			
合 計					776 回	666 回	617 回

※ キロ程及び片道平均運転時分は主要のもの。運行回数は片道1回、往復で2回で計算しています。

※ 今後の事業計画の変更により、担当路線等が変更となる可能性があります。

別紙 2

川崎市が行う車両整備業務

点検整備保守管理業務の中で定期的・臨時的に発生する下記の作業については、川崎市が行うものとする。ただし、作業に伴う機器類の取外・取付作業は含まないものとする。

1 作業項目

- (1) 車検業務（ただし、部品費については、受託事業者が負担することとする。）
- (2) エンジン・オーバーホール（川崎市と受託事業者の協議により判定する。）
- (3) オートマチック車両の特殊機能修理
- (4) ギヤシフトユニット・オーバーホール
- (5) 噴射ポンプオーバーホール
- (6) パワーステアリングオーバーホール
- (7) クーラコンプレッサーオーバーホール
- (8) インジェクターオーバーホール
- (9) ブレーキバブル及びエアーマスターオーバーホール
- (10) ブレーキドラム・フライホイール・プレッシャープレート研磨
- (11) 大事故車修理（川崎市と受託事業者の協議により判定する。）
- (12) 大床修理・シート修理
- (13) 車体更生
- (14) 電子機器の修理（川崎市と受託事業者の協議により判定する。）
- (15) ラジエータ修理
- (16) ターボチャージャーオーバーホール

2 上記に記載されていない項目は契約内とするが、細部については別途協議の上、取り決めるものとする。

3 その他

点検整備に当たっては、道路運送車両法、関係法令、川崎市が定める規程・要領等に従って実施するものとする。

自主点検及び3ヵ月点検の作業項目

項目	点検箇所	点検項目	自主	3ヵ月
かじ取り装置	ハンドル	遊び、緩み及びがた	○	○
	ギヤ・ボックス	油漏れ	○	○
	ロット、アーム類	ボールジョイントのダストブーツの亀裂、損傷	○	○
		緩み、がた及び損傷	○	○
	ナックル	連結部のがた		○
	パワ・ステアリング	ベルトの緩み及び損傷	○	○
制動装置		油漏れ及び油量	○	○
		取付の緩み		○
	ブレーキ・ペダル	遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間	○	○
		ブレーキのきき具合	○	○
	駐車ブレーキ	引きしろ、きき具合	○	○
	ロット、ケーブル類	緩み、がた及び損傷		○
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	○	○
	リザーバ・タンク	液量	○	○
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	機能、摩耗及び損傷		○
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	○	○
		機能	○	○
	ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ及びリレーバルブ	機能		○
	倍力装置	取付の緩み	○	○
		油密、気密	○	○
	ブレーキ・カム	カムの摩耗		○
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	○	○
	ブレーキ・ディスク、パット	ディスクとパットとのすき間	○	○
		ブレーキ・パットの摩耗		○
	二重安全ブレーキ機構	機能		○
走行装置	ホイール	タイヤの状態	○	○
		タイヤの亀裂と損傷	○	○
		タイヤの溝の深さと異状な摩耗	○	○
		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	○	○
		リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	○	○
		ホイール・ベアリングのがた	○	○
緩衝装置	サスペンション	スプリングの損傷	○	○
		取付部の緩みと損傷	○	○
		ブラケットの取付部の緩みと損傷	○	○
		連結部のがた	○	○
		リーフ・スプリングのずれ	○	○
		エア漏れ	○	○
		ペローズの損傷	○	○
	エア・サスペンション	取付部及び連結部の緩み及び損傷	○	○
		レベリング・バルブの機能		○
		車高調整装置	○	○
	コイル・サスペンション(トーション・バーを含む)	スプリングの損傷		○
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	○	○

項目	点検箇所	点検項目	自主	3ヵ月
動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	○	○
		作用	○	○
		液量	○	○
		マスタ・シリンダの機能	○	○
		ブースタの機能	○	○
		ペダルのがた	○	○
	トランス・ミッション及びトランス・ファ	油漏れ及び油量	○	○
		変速操作軽減装置	○	○
	プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト	連結部の緩み	○	○
		自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷	○	○
電気装置		自在継手部のがた	○	○
	デファレンシャル	油漏れ及び油量	○	○
	バッテリー	液量、比重、ターミナルの接続状態	○	○
		格納庫	○	○
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	○	○
	始動装置	スタータの取付状態、作動状態	○	○
	充電装置	オルタネータの取付状態、作動状態	○	○
		ベルト、プーリの緩み、摩耗	○	○
	その他	各種灯火類の点灯、点滅具合、汚れ及び損傷	○	○
		その他の灯火類の機能	○	○
原動機		換気装置の機能	○	○
	本体	かかり具合及び異音	○	○
		低速及び加速の状態	○	○
		排気の状態	○	○
		エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○
	潤滑装置	エンジン取付状態	○	○
		油の汚れ及び量	○	○
		油漏れ	○	○
		オイル・エレメントの詰り	○	○
	燃料装置	燃料漏れ	○	○
		スロットル・バルブ、チョーク・バルブの状態	○	○
		燃料フィルタの詰り	○	○
	冷却装置	水量	○	○
		ベルトの緩み及び損傷	○	○
		水漏れ	○	○
		ラジエータ・キャップ	○	○
		配管の損傷	○	○
	ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	排気ガス再循環装置の機能	○	○
付属装置	DPD	機能、取付の緩み及び損傷、詰り	○	○
	尿素SCR	機能、取付の緩み及び損傷	○	○
		フィルタの詰り、尿素水量	○	○
	警告器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置	作用	○	○
	エキゾースト・パイプ及びマフラ	取付の緩み及び損傷	○	○
		マフラの機能	○	○
	エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	○	○
		機能	○	○
		エア・ドライヤ、オイル・セパレータの機能	○	○
		空気圧力警告表示	○	○

項目	点検箇所	点検項目	自主	3ヵ月
付属装置	エア・配管及びコック	ホース、配管のエア漏れ、劣化及び損傷	○	○
		非常コック	○	○
	車枠及び車体	非常口扉の機能	○	○
		窓ガラスの状態	○	○
		車体内外部の状態	○	○
		窓の開閉及びロック	○	○
	後写鏡及び反射器	各種ミラー類の取付、損傷及び写影状態	○	○
		リフレクタの損傷	○	○
	広告枠	取付部の緩み、損傷	○	○
	非常信号用具	備え付けの点検	○	○
ワンマン装置	フレーム	フレーム、ボディの緩み、損傷	○	○
	座席	シート・ベルトの損傷、作用	○	○
		座席シート	○	○
	扉開発車防止装置	機能	○	○
	その他	オートグリスの機能、量	○	○
		シャシ各部の給油脂状態	○	○
	行先表示器	機能	○	○
	乗降中表示器	機能	○	○
	放送装置	装置の状態、機能、連動	○	○
	バック・モニタ	機能	○	○
冷暖房装置	降車合図装置	機能、損傷	○	○
	インターホン	機能	○	○
	料金機	機能、取付状態	○	○
	スタープ台	本体、クリップ、照明	○	○
	出入口扉	機能、取付部の緩み及び損傷	○	○
		レール、ガイドローラ	○	○
		予告ブザー、スイッチ、の機能	○	○
	間接確認装置	光電リレー、マットスイッチ、戸先スイッチの機能	○	○
		警報装置の機能	○	○
	扉連動	機能	○	○
その他の装置	ドライブ・レコーダ	取付部の緩み、損傷、機能	○	○
	無線機	取付部の緩み、損傷、機能	○	○
	PTPS	取付部の緩み、損傷	○	○
	乗降補助装置	亀裂、損傷及び格納状態	○	○
	車いす固定用具	汚れ、損傷、数量	○	○
	タコグラフ	緩み、損傷	○	○
	冷房装置	機能、冷媒量	○	○
		フィルタの詰まり	○	○
	暖房装置	機能、水漏れ	○	○
		フィルタの詰まり、遮へい板の損傷	○	○
その他		温水ポンプの機能	○	○
	アイドリング・ストップ	機能	○	○
	ハイブリッド・システム	機能	○	○
	坂道発進補助	機能	○	○
	吊り手、握り棒	取付の緩み、亀裂及び損傷	○	○
	掲示物等	取付状態、汚れ、損傷	○	○
	その他		○	○

上記のほか、別途作業基準による計画整備（分解整備）を行う

別紙 4

管理の受委託に係る施設等の修繕負担区分

- 1 井田営業所の営業所建物、整備工場、車庫施設等の受託事業者が使用する施設（以下「受託事業者が使用する施設」という。）及び受託事業者が使用する施設にある川崎市の備品及び機器（以下「備品等」という。）の修繕費用は、老朽化に伴うもの、法的根拠に基づくもの及び受託事業者の責に帰することができないものは、原則として、川崎市が負担する。
- 2 井田営業所で受託事業者が使用する施設において、受託事業者の事情で改修等が必要な場合は、あらかじめ川崎市の承認を得た上で、受託事業者の責任において、受託事業者の負担で行うこと。また、受託期間満了後の原状回復についても、受託事業者の負担で行うこと。
- 3 上記のほか、受託事業者が使用する施設及び備品等の維持・修繕・更新に係る負担区分は、次表によるものとし、その他の事項については川崎市と受託事業者の協議による。
ただし、受託事業者の業務従事者の故意又は過失によるものは、修繕又は更新の手法を川崎市と協議を行った上、受託事業者の負担で行うこととする。

川崎市	受託事業者
○ 運賃精算に関する機器 ○ 市バスナビ ○ ICカード乗車券（PASMO）関連システム ○ その他川崎市が設置する機器等	○ 内装に関する事項 （壁紙、内壁塗装、簡易間仕切り、畳等） ○ 受託事業者が使用する施設に係る消耗品 （蛍光灯等） ○ 川崎市が貸与する車両整備に係る機械器具類の維持・修繕 （エアーコンプレッサー、エアージャッキ等）

別紙5 乗車券類

(1) 営業所で発売する乗車券類

種 類	券 種
通勤定期乗車券	記名人式（1 箇月・3 箇月）、持参人式（1 箇月・3 箇月）
特殊通勤定期乗車券	1 箇月・3 箇月
通学定期乗車券	甲（1 箇月・3 箇月）、乙（1 箇月・3 箇月）
特殊通学定期乗車券	甲（1 箇月・3 箇月）、乙（1 箇月・3 箇月）
端数日付通学定期乗車券	甲（1 箇月・3 箇月）、乙（1 箇月・3 箇月）
端数日付特殊通学定期乗車券	甲（1 箇月・3 箇月）、乙（1 箇月・3 箇月）
IC 通勤定期乗車券	記名人式（1 箇月・3 箇月・6 箇月） 持参人式（1 箇月・3 箇月・6 箇月）
IC 特殊通勤定期乗車券	1 箇月・3 箇月・6 箇月
IC 通学定期乗車券	甲（1 箇月・3 箇月・6 箇月） 乙（1 箇月・3 箇月・6 箇月）
IC 特殊通学定期乗車券	甲（1 箇月・3 箇月・6 箇月） 乙（1 箇月・3 箇月・6 箇月）
IC 端数日付通学定期乗車券	甲（1 箇月・3 箇月・6 箇月） 乙（1 箇月・3 箇月・6 箇月）
IC 端数日付特殊通学定期乗車券	甲（1 箇月・3 箇月・6 箇月） 乙（1 箇月・3 箇月・6 箇月）
高齢者フリーパス（福祉パスは無料交付）	1・3・6・12 箇月、福祉パス
PASMO カード	記名式、無記名式

(2) バス車内で発売する乗車券類

種 類	券 種
IC 1 日乗車券	大人、小児

リスク分担表(案)

リスク項目	リスク概要	リスク分担	
		川崎市	受託事業者
政策転換リスク	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
法令リスク	本事業に直接かかわる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
	上記以外のもの		●
税制度リスク	消費税の範囲や税率に関するもの	●	
	その他税制変更に関するもの(例:法人税率の変更)		●
許認可取得リスク	市の帰責理由による許認可の遅延に関するもの	●	
	上記以外の事由による許認可の遅延に関するもの		●
住民対応リスク	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
	上記以外のもの		●
環境保全リスク	受託事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
不可抗力リスク	不可抗力(自然災害、火災、騒乱、暴動、その他川崎市又は受託事業者のいずれの責にも帰すことができない自然的又は人為的な現象)に伴う施設の復旧経費及び業務履行不能	協議による	
業務不履行リスク	市の責に帰すべき事由による業務不履行に関するもの	●	
	受託事業者の責に帰すべき事由による業務不履行に関するもの		●
契約締結リスク	市の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止	●	
	受託事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延・中止		●
予算リスク	委託料の確保に関するもの	●	
コストリスク	市の責に帰する事業内容の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
	受託事業者の責に帰する事業内容の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
運行管理リスク	多客時対応による補充運行		●
	事故・運行ミス等の運行支障発生時による補充運行		●
事故処理リスク	事故現場での処理、初動対応に関するもの		●
	示談交渉に関するもの	●	
	受託事業者の責に帰する事故であり、保険金で補填されない賠償金・損害金に関するもの		●
お客様対応リスク	問い合わせ、苦情、要望等のお客様対応		●
車両整備リスク	受託事業者の帰責理由により、バス車両に損害を与えた場合の復旧		●
	バス車両が路上故障、事故等を起こしたときの対応		●
施設管理リスク	老朽化に伴うもの、法的根拠に基づくもの及び受託事業者の責に帰することができないものの修繕費用	●	
	上記以外のもの		●
	受託事業者の事情による改修に係る費用		●
	上記における現状回復に係る費用		●
委員会運営リスク	管理の受委託運営委員会に関するもの	●	●
	評価委員会に関するもの	●	●
事業終了時リスク	管理の受委託終了後の撤収費用及び業務引継ぎに要する費用		●